

天竜区地域力向上事業審査会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市地域力向上事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、天竜区地域力向上事業審査会（以下「審査会」という。）の設置について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 審査会は、別記に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(議長)

第3条 審査会に議長を置く。

2 議長は、区長とする。ただし、副区長は、区長に事故あるときはその職務を代理する。

3 議長は、会務を総理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、議長が必要の都度招集する。

2 会議は、3人以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審査会の会議に出席させ、審査に参加させることができる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、区振興課において処理する。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、議長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別記（第2条関係）

区長
副区長
区調整官
区振興課長
区民生活課長
まちづくり推進課長
春野支所長
佐久間支所長
水窪支所長
龍山支所長